

伊豆市創業者等支援事業補助金の概要

伊豆市では、地域の経済の活性化及び空店舗の解消に寄与するため、創業する方に対して、「家賃」や「工事費」の一部を補助します。

1 補助対象者について

- これから創業しようとする個人または法人。創業後1年未満の個人または法人
 - ※ 以前にこの補助金を受けていない方
 - ※ 個人にあつては市内に居住し、法人にあつては市内に本店が登記されること。
- 納期限の到来した市税を完納している方、暴力団員等でない方

2 補助の対象となる創業について

- 事業を営んでいない方が、個人の開業、法人の設立、又は事業を承継し新規分野で事業拡大をすること。
 - ※事業を営んでいる方の場合、新規分野で事業拡大すること。もしくは、現在の事業を継続しつつ、既存の店舗とは別に新しく店舗を開始すること。
- 創業日の1年以内に事業を開始すること。
- 事業所が自らの住居を兼ねていないこと（同一の建物の場合は、住居部分と事業所部分が明らかに区分できることが必要）。
- 風俗営業等若しくは性風俗特殊営業又は法令に違反し、公の秩序若しくは善良の風俗を乱す恐れのある事業でないこと。
- フランチャイズチェーン等の画一的な営業を行なう事業でないこと。

3 補助対象経費について

- ① 家賃経費：第三者から新たに借り受けた事業所の家賃経費（共益費及び消費税等を除く）
 - ※ 事業所の所有者が3親等以内の親族でないこと。
 - ※ 支払いが発生した月または交付の決定を受けた月のいずれか遅い月から対象
- ② 工事経費：市内施工業者が施工した10万円以上の事業所の設置工事経費（消費税を除く）。>対象となる工事は別紙
 - ※ 市内施工業者が納期限の到来した市税を完納していること。
 - ※ 補助金交付決定前の工事については**対象外**

4 補助金額について

- ①家賃経費：家賃（月額）の2分の1・限度額は1ヶ月5万円×6ヶ月分
- ②工事経費：設置工事経費の2分の1・限度額は30万円

5 その他

- 補助金は予算の範囲内での交付となります。
- 必要書類の提出及び現地確認が済んでから補助金の決定まで1週間程度お時間をいただきます。
- 補助事業完了後、2年間は補助対象の事業所を市外に移転できず、また事業継続していることがわかる書類の提出をお願いします。
- 補助金の支払いが済んだのちに市外に転出した場合や申請に虚偽があったことが判明した場合等には補助金返還の対象となります。

6 問合せ

伊豆市産業部観光商工課

〒410-2413 伊豆市小立野 24-1 Tel : 0558 - 72 - 9911

【別紙】補助対象とする設置工事

新築	事業所を新たに建築する工事
増築	既存の事業所以外の部分を事業所に変更すること、又は建て増しをすることにより事業所の面積が増加する工事
改築	既存の事業所の一部、又は全部を取壊し、その場所に事業所を改めて建築する工事
修繕等	<p>(1) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎、土台、外壁、柱等の修繕工事 ・筋交い、火打等による補強工事 ・柱、はり等について有効な補強を行う工事 ・建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事 ・基礎もしくは土台の敷設工事又は補強工事 <p>(2) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井の修繕工事 ・外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事 ・屋根を不燃材料でふき替える等の工事 ・壁紙の張替え工事 <p>(3) 外壁や屋根等の塗装工事</p> <p>(4) 設備工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事 ・空調設備、商品提供設備、製造設備、調理設備、サービス設備の設備工事 ・便所の改修工事 <p>(5) 断熱改修工事、気密改修工事又は遮音工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壁、床、天井等の断熱改修工事 ・外壁や屋根等の気密改修工事 ・壁、床等の遮音工事 <p>(6) 間取りの変更等模様替えを行う工事</p> <p>(7) 事業所に密着する当該店舗の看板を設置する工事</p> <p>(8) その他市長が必要と認める工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、手摺の設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修又は段差を解消するなどバリアフリー化のための工事 ・耐久性を高めるために必要な工事 ・耐震性能向上、安全上又は防犯上必要な工事 ・事業所の性能を向上させるために必要な工事 ・環境負担軽減に資する工事
補助対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・造園工事や外構工事である駐車場、フェンス、ブロック塀 ・シロアリ駆除 ・下水道へのつなぎ込み工事